

別表二十二付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、法第82条の19第1項第1号（国内最低課税額）の構成会社等（法第82条第13号（定義）に規定する構成会社等をいいます。）に係る令第155条の62第2項第2号（当期グループ国内最低課税額に係る構成会社等に帰せられる割合）に規定する繰越控除帰属額若しくは令第155条の66第2項第2号（構成会社等に係る過去帰属割合）に規定する再計算繰越控除帰属額又は法第82条の19第1項第2号の共同支配会社等（法第82条第15号に規定する共同支配会社等をいいます。4において同じです。）に係る令第155条の71第2項第2号（当期グループ国内最低課税額に係る共同支配会社等に帰せられる割合）に規定する繰越控除帰属額若しくは令第155条の74第2項第2号（共同支配会社等に係る過去帰属割合）に規定する再計算繰越控除帰属額を計算する場合に記載します。
- 2 「18」の欄は、令第155条の62第2項第2号に規定する繰越控除帰属額につき同号に規定する財務省令で定める割合により計算する場合には、当該財務省令で定める割合を記載します。この場合において、当該財務省令で定める割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「20」の欄は、令第155条の66第2項第2号に規定する再計算繰越控除帰属額につき規則第38条の59第1項（構成会社等に係る再計算繰越控除帰属額）に規定する準ずる割合により計算する場合には、当該割合を記載します。この場合において、当該割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 4 共同支配会社等に係る次に掲げる欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。
 - (1) 「その発生した対象会計年度において所在地国が我が国であった全ての構成会社等に係る(10)の合計額11」の欄 令第155条の71第2項第3号イ(2)に掲げる金額を記載します。
 - (2) 「18」の欄 次に定めるところによります。
 - イ 令第155条の71第2項第2号に規定する占める割合を記載します。
 - ロ 令第155条の71第2項第2号に規定する繰越控除帰属額につき同号に規定する財務省令で定める割合により計算する場合には、イの規定にかかわらず、当該財務省令で定める割合を記載します。この場合において、当該財務省令で定める割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
 - (3) 「20」の欄 次に定めるところによります。
 - イ 規則第38条の63第1項（共同支配会社等に係る再計算繰越控除帰属額）において準用する規則第38条の59第1項に規定する割合を記載します。
 - ロ 令第155条の74第2項第2号に規定する再計算繰越控除帰属額につき規則第38条の63第1項において準用する規則第38条の59第1項に規定する準ずる割合により計算する場合には、イの規定にかかわらず、当該割合を記載します。この場合において、当該割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。